

屋外広告物（業）許可及び河川占用許可に係る管理システム構築業務 企画提案競技実施要領

宮崎県では、職員の負担軽減や作業の効率化を図るため、屋外広告物（業）の許可（登録）及び河川法に基づく占用許可業務に係る申請内容等を管理するシステム構築を行います。

また、これに伴い、所属ごとに異なった管理を行っている状況を是正し、管理方法の統一化による、情報の横断的な共有や連携を促進したいと考えています。

そのため、本県は、現在の管理状況を整理し、効率的かつ容易に管理できるシステム構築に必要な業務を委託するため、次のとおり企画提案協議を実施します。

1 趣旨

本要領は、屋外広告物（業）許可及び河川占用許可に係る管理システム構築業務（以下「委託業務」という。）を委託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、企画提案競技により本委託業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 業務委託の内容

別添「宮崎県屋外広告物（業）許可及び河川占用許可に係る管理システム構築業務委託調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 予算上限額

20,750,400 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は、契約予定価格を示すものではない。

※支払方法は、委託業務完了後の精算払いを予定している。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 企画提案競技参加資格要件

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であるもの。

(2) 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。

ア 全ての構成員が、上記(1)の要件を満たすこと。

イ 共同企業体の構成員数に制限はない。ただし、代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加してい

ないこと。

- (3) 宮崎県の入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続を開始している又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (9) 上記(1)に規定する資格を有さない者((2)アを含む。)で、企画提案競技への参加を希望する者は、次のとおり資格を得るための申請を行うこと。
 - ア 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号（宮崎県庁 1 号館 1 階）
電話：0985-26-7208
 - イ 申請書類の受付期間
令和 8 年 5 月 7 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）とする。

7 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

8 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 実施公告 | 令和 8 年 4 月 23 日（木） |
| (2) 質問票提出期限 | 令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時 |
| (3) 参加申込期限 | 令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和 8 年 5 月 18 日（月）午後 5 時 |
| (5) 審査 | （予定）令和 8 年 5 月 22 日（金） |
| (6) 審査結果通知 | 令和 8 年 5 月下旬頃 |

9 企画提案競技の方法

- (1) 質問票（別紙 1）の提出
企画提案競技及び業務委託仕様書に関する質問は、別紙 1「質問票」を提出すること。
 - ① 提出先 本要領「13 問い合わせ及び書類提出先」宛

- ② 提出期限 令和8年4月30日(木)午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。)
- ④ 回答 回答は軽微なもの除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する(質問者名は公表しない。)

(2) 参加申込書(別紙2)の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、別紙2「企画提案競技参加申込書」を提出すること。また、併せて「誓約書(別紙3)」及び「納税証明書(県税に未納がないことの証明。原則として参加申込書を提出する日から3か月以内のもの(写しでも可。))」も提出すること。

※誓約書については先に電子メールで送付し、企画提案書等の提出の際に原本を提出すること。

- ① 提出先 本要領「13 問い合わせ及び書類提出先」宛
- ② 提出期限 令和8年5月8日(金)午後5時まで
- ③ 提出方法 電子メール(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。)

(3) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領3「業務委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類等

ア 企画書(9部)

- ・審査基準表の各項目に従って提案内容を分かりやすく記載し、印刷物を9部(正本1部、副本8部)提出すること。なお、共同企業体の場合は、会社概要及び実績については、社ごとに提出すること。
- ・A4判の大ききで作成し、20ページ以内にまとめること。必要であれば、A3判を折りたたんで使用しても良い。
- ・仕様書に記載されていない独自の提案については、その内容が分かるようにタイトル等を工夫すること。
- ・日本語で表記すること(専門用語については、必要に応じて用語解説を添付)。
- ・通し番号を振り、目次を付けること。
- ・本委託業務を達成するに当たり、県職員に求める作業及び資料等について記載すること。
- ・企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

イ 費用見積書(1部)

- ・見積書には仕様書「表2-3-1 業務内容と役割分担」中の「業務内容」の項目ごとに積算内容を明記すること。様式は任意とする。
- ・積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

ウ その他の書類

以下の資料をそれぞれ1部提出すること。

- ・受託体制を示した資料

本業務に携わる技術者等の体制及び従事者数がわかるようにすること。

- ・業務スケジュール
想定している業務スケジュールをわかりやすく示すこと。
- ・類似業務に関する主な受託実績
実績ごとに委託者名、業務概要、受託期間を明記すること。
- ・その他
その他会社概要や本業務の実施に関して参考となる資料があれば提出すること（パンフレット、リーフレットを添付する場合は、9部提出すること。）。

③ 提出期限等

ア 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時（必着）

イ 提出先

本要領「13 問い合わせ及び書類提出先」宛

ウ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

④ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 審査

審査は「屋外広告物（業）許可及び河川占用許可に係る管理システム構築業務選定委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、その方法はプレゼンテーションによる審査（対面又はWeb会議）及び書類による審査を実施する。

ア 内容

企画提案競技参加者より提出された企画提案書等について、委員会がプレゼンテーション及び書類により総合的に審査を行い、業務遂行能力が高いと判断される最優秀の企画提案競技参加者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。

イ 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり。

ウ 審査会

令和8年5月22日（金）実施予定

エ 選定結果の通知

企画提案競技参加者に対し電子メール及び書面により通知する。

(5) 参加資格の欠格

当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。また、欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

10 契約

- (1) 最優秀提案者と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 本業務を担当する予定の業務主任技術者及び業務担当技術者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しないことがある。
- (4) 業務契約のほか、秘密保持契約を締結する。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

12 その他

- (1) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

13 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県県土整備部都市計画課 美しい宮崎づくり推進室

美しい宮崎づくり推進担当 加藤

電話 0985-24-0041

電子メール utukushii@pref.miyazaki.lg.jp